

別表3〈給付請求の添付書類〉

共 済 事 由	添 付 書 類 の 内 容	
結 婚	・婚姻届受理証明書（写） 等の婚姻日が確認できるもの	
出 生	・母子手帳の出生届出済証明（写） 等の出生と会員との続柄が確認できるもの	
就 学	・入学通知書（写） ・在学証明書（写） のどちらか就学が確認できるもの	
銀 婚	・戸籍等記載事項証明書（写）の夫婦名と婚姻日が確認できるもの	
入 院	・支払領収書（写） ・入院（退院）証明書（写） 等のいずれか入院期間が確認できるもの	
住 宅 災 害	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ※住宅の延面積を請求書の余白に記載 ・関係官署の罹災証明（写） ・修理業者による見積書（写） ※対象者の氏名、建物の所在地、損害原因が記載 ・損害箇所（修理前の状態）の写真	
重度障害 後遺障害	疾 病	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書）（写）
	不慮の事故	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書）（写） ・不慮の事故である証明書（写）
	交 通 事 故	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書）（写） ・交通事故である証明書（写）
会 員 の 死 亡	疾 病	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類（写） ・会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む。）を証明するもの
	不慮の事故	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類（写） ・不慮の事故である証明書（写） ・会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む。）を証明するもの
	交 通 事 故	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・死亡診断書、死体検案書等死亡日、死因の記載のある書類（写） ・交通事故である証明書（写） ・会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む。）を証明するもの
家 族 の 死 亡	・戸籍等記載事項証明書（写） 等の会員との続柄が記載され、死亡日が確認できるもの	
住 宅 災 害 に よる 同 居 親 族 の 死 亡	・全労済協会所定の「本人保障・本人財産保障保険金請求書」 ・会員の世帯全部の住民票（写）および死亡者の住民票除票（写） ※会員との同居関係および会員との続柄が確認できるもの ・死亡診断書、死体検案書等（写） ※死亡日、死因が確認できる書類	

（注）添付書類の各証明書は、事由発生後、かつ申請時から3か月以内の発行のものとする。（母子手帳の出生届出済証明は除く）（写）とあるものは、写しでも可。

（注）全労済協会保険金請求書の様式（名称）が変更。2025. 4. 1